

# 昭島市の学校における医療的ケアについて

## ～よくあるご質問～

Q：学校での医療的ケアってどういうものですか？

A：学校での医療的ケアとは、病院等での治療を目的とした医療行為ではなく、体調の安定した子どもたちの日常生活を支えるための行為です。日常的に行われているたんの吸引や経管栄養等の医療行為を、教育活動中に行います。

Q：学校で実施できる医療的ケアの内容はどのようなものがありますか？

A：学校での医療的ケアの内容(医療行為)にはさまざまな種類があり、医師のいない学校では実施が難しい場合があります。お子さまの健康状態や主治医の意見を踏まえて、学校での実施について相談して決定します。

Q：医療的ケアの可能な時間の制限はありますか？

A：原則 平日(月～金)の午前8時30分～午後4時までのうち、主治医が判断した医療的ケアを、児童・生徒が受けるために必要となる時間帯

Q：学校では、誰がどのような医療的ケアを行うのですか？

A：看護師が、主治医による指示書を基に、学校において十分安全に実施できると確認できたものについて行います。

Q：保護者の付き添いが必要な時は、どんな時ですか？

A：看護師が不在の時や体調確認が必要な場合に、保護者による医療的ケアの実施をお願いすることがあります。

また学校行事の際においても、教育委員会又は学校が必要であると判断した場合には、保護者の付き添いをお願いすることがあります。

Q：校外での学習時の医療的ケアはどうしていますか？

A：通常の学校生活と異なるため、原則保護者の付き添いをお願いしています。

学区内など、お子さまの安全が確保される場合は、お子さまが必要とする医療的ケアの内容や健康状態、学習内容を踏まえ保護者の付き添いの有無を検討する場合があります。

Q：医療的ケア児の通学について教えてください。

A：基本的に保護者がお子さまの在籍する学校に送迎を行ってください。

※その他、不明な点につきましては、下記にご連絡をお願いします。

昭島市教育委員会 指導課  
特別支援教育係(アキシマエンシス内)  
電話 042-519-2290

## ～学校で医療的ケアを実施するまで～

### ① まずは、学校又は昭島市教育委員会に相談しましょう！

学校生活において医療的ケアが必要になった場合は、学校の管理職(校長・副校長)に相談してください。

就学前の場合は、昭島市教育委員会 特別支援教育係に相談してください。

### ② 保護者、学校(教育委員会)、病院が連携して、準備を進めましょう！

学校で安全に医療的ケアを実施するために、保護者と学校(教育委員会)だけではなく、お子さまの主治医とも連携しながら準備を進めます。

その際に、お子さまの普段の健康状態やご家庭での医療的ケアの様子、学校での対応方法等を確認します。学校(教育委員会)は、受け入れの準備を進めるために、看護師の配置や教室の整備等、医療的ケア実施について関係者と連携し、検討します。

### ③ 学校で医療的ケアが始まったら・・・

学校で安全に医療的ケアを実施するために、日々の健康状態について、学校に知らせてください。

また、お子さまの体調がすぐれない場合は、ご家庭で療養し、お子さまの健康維持を行いましょう。